

当別町における建築基準法に関する用途地域別 諸数値

令和7年12月時点

		都市計画区域											都市計画区域 外	
		区域区分非設定（非線引き）												
		第一種低層住居 専用地域	第二種低層住居 専用地域	第一種中高層住 居専用地域	第二種中高層住 居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	指定なし		
容積率（法第52条）	パーセント	60	60	200/150※1	200	200	200	200	300	400	200/300※2	都市計画図 参照		
建ぺい率（法第53条）	パーセント	40	40	60	60	60	60	60	80	80	60	都市計画図 参照		
絶対高さの限度 （法第55条）	高さの限度	10m												
斜線制限 （法第56条）	道路斜線 （第1項第一号）	前面道路の反対 側の境界線から の水平距離	20m								20m/25m※2	都市計画図 参照		
		数値	1.25 / 1					1.5 / 1			都市計画図 参照			
	隣地斜線 （第1項第二号）	数値	/			1.25 / 1			2.5 / 1			都市計画図 参照		
		加える高さ				20m			31m			都市計画図 参照		
	北側斜線 （第1項第三号）	数値	1.25 / 1											
		加える高さ	5m											
高度地区 （法第58条）	北側斜線	数値			1.25/1※1									
		加える高さ			7m※1									
外壁後退（法第54条）	敷地境界まで の距離	道路及び隣地まで1m												
日影による中高層の 建築物の制限 （法第56条の2） 法別表第4(に),(2) の区域	制限を受ける建築物		軒高7m超又は 地上3階以上の建築物		高さ10m超の建築物			高さ10m超の建築物			/	高さ10m超 の建築物		
	平均地盤面からの高さ		1.5m		4m			4m				4m		
	敷地境界線からの 水平距離の範囲内 の日影時間	5m超 10m以内	3時間		3時間			4時間				4時間		
		10m超	2時間		2時間			2.5時間				2.5時間		

※1 西部地区のみ

※2 当別駅近辺のみ。（都市計画図を参照。）

- 地区計画が設定されている地域はありません。
- スウェーデンヒルズ地区の建築協定については、協定運営委員会（TEL: 0133-26-2348）まで直接問い合わせ願います。

当別町における構造計算数値

令和7年12月現在

外力及び数値		数値	備考
地震力 「令88条」	地震力地域係数	Z=0.9	告示S55第1793号
	地盤種別	第2種地盤	
風圧力 「令87条」	速度圧(N/m ²)	q=0.6EVo ²	告示H12第1454号
	地表面粗度区分	Ⅲ	
	風速(m/s)	Vo=32	
積雪荷重 「令86条」	最深積雪量(cm)	140(cm)	⇒(420 k g /m ²)
	単位重量(1cm当り)	30N/m ² (2kg/m ²)	
凍結深度	基礎深さ	60(cm)	
水道管敷設深度	敷地公道	120(cm) 120(cm)	※所管課に問い合わせを有する

高度地区

告示年月日	告示番号	面積(ha)	備考
平成 8年 3月29日決定	当別町告示第33号	54	太美町、獅子内、字当別太の各一部
規 制 の 内 容 特 記			
建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は、隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に7メートルを加えたもの以下とする。			第1種中高層住居専用地域 (西部地区のみ) ※建ぺい率:6/10 ※容積率:15/10

用途地域の指定がない区域における 諸数値

令和7年12月現在

		用途地域の指定がない区域				
		当-1	当-2	当-3	当-4	
容積率 (法第52条)	パーセント	200	80	50	50	
建ぺい率 (法第53条)	パーセント	60	40	30	30	
絶対高さの限度	高さの限度					
斜線制限 (法第56条)	道路斜線 (第1項第一号)	前面道路の反対側の境界線からの水平距離	20m			
		数値	1.5/1		1.25/1	
	隣地斜線 (第1項第二号)	数値	2.5/1		1.25/1	
		加える高さ	31m		20m	
	北側斜線 (第1項第三号)	数値				
		加える高さ				